

令和9年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

～ 就学援助費 入学準備金のご案内 ～

越前市教育委員会

越前市では、令和9年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、就学援助の要件に該当し、希望する方に、就学援助費の新入学児童生徒学用品費等(ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用)を、入学準備金として入学前(3月)に援助します。

1 入学準備金を受けることができる方

次の(1)～(4)の全部の要件に該当する方

- (1) 越前市に住民登録のある方
(令和9年3月末日以前に越前市外に転出する方を除く。)
- (2) 令和9年4月に、お子様が小・中学校に入学予定の方
- (3) 下記の就学援助の要件に該当する方
 - ・市民税が、非課税又は均等割額のみ課税の世帯の方
 - ・児童扶養手当を受給している方(※児童手当とは異なります。)
 - ・上記に準ずる程度に困窮している世帯の方
- (4) 生活保護を受給されていない世帯の方

2 申請手続き方法

電子申請と紙申請の2通りの方法があります。どちらかの方法で申請ください。

(1) 電子申請

福井県電子申請サービス(右の二次元バーコード)
から申請してください。



◆受付期間・令和8年12月1日 ～ 令和9年1月31日
(時間帯を問わず、いつでも申請が可能です)

◆必要書類・電子申請画面において、提出が必要となる添付書類が表示された場合は、
以下の提出先にご提出ください。

◆書類の提出先

- ・新小学1年生 越前市教育委員会教育振興課
(入学予定の小学校には提出できませんのでご注意ください。)
- ・新中学1年生 越前市教育委員会教育振興課又は現在在籍する小学校

(2)紙申請

「就学援助費(入学準備金)受給申請書」に必要事項をご記入(鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください。)いただき、必要書類を添付してご提出ください。

◆提出先

- ・新小学1年生 越前市教育委員会教育振興課
(入学予定の小学校には提出できませんのでご注意ください。)
- ・新中学1年生 越前市教育委員会教育振興課又は現在在籍する小学校

◆受付期間・・令和8年12月1日 ～ 令和9年1月31日

越前市教育委員会教育振興課 平日の午前8時30分～午後5時15分

◆申請書・・・越前市教育委員会教育振興課又は学校で受け取ってください。

越前市ホームページからも申請書をダウンロード(表裏両面)できます。

◆必要書類・・申請書に記載してありますので、ご確認のうえ提出してください。

※兄弟姉妹で小学校と中学校に入学する場合、申請書はそれぞれご提出ください。

なお、必要書類は、どちらか一方に添付してください。

※原則として申請者(申請書右上の保護者)の口座への振込です。

3 支給額(1人につき)

新小学1年生・・・64,300円

新中学1年生・・・81,000円

4 支給時期

令和9年3月10日ごろ

5 支給方法

ご指定いただいた保護者の方の口座へお振込します。

6 注意事項

・認定結果の通知については令和9年2月下旬ごろに発送を予定しています。

・今回の入学準備金の支給を受けた場合でも、「令和9年度就学援助費」の受給を希望される場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。

・今回の入学準備金の支給を受けた方は、令和9年度就学援助制度の「新入学児童生徒学用品費等」は支給対象となりません。

・今回の入学準備金の申請をされない場合でも、入学後4月以降に「令和9年度就学援助費」を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後の7月に「新入学児童生徒学用品費等」として支給します。入学前・入学後のどちらで申請しても、支給額は同額です。

・入学準備金の支給を受けた後、市外へ転出等により4月に入学されなかった場合は、入学準備金を返還していただくことになります。

・新入学に伴って必要となる学用品費(入学準備金)以外の学校給食費などの援助費については、令和9年度の基準で審査を行います。入学準備金の支給を受けられた方で審査結果が異なる場合がありますので、ご了承ください。